

そうだん まどぐち いちらん
相談窓口一覧

佐賀県総合福祉センター（中央児童相談所・女性相談支援センターなど） 母 父 寡

こどもの相談 家庭の事情でこどもを育てることができない、こどもの発達の違いが心配、こどもに手をあけてしまう、こどもが学校に行けない、こどもに問題行動があるなど

※ 児童福祉司・児童心理司など専門の職員がいます

<電話> **0952-26-1212** (所在地: 佐賀市天祐 1-8-5)

<相談受付> 平日8時30分～17時15分 (年末年始を除く)

女性の相談 夫などから暴力を受けている、家庭内の不和など
女性の抱える問題全般

<電話> **0952-28-1616** (所在地: 佐賀市天祐 1-8-5)

<相談受付> 平日9時00分～16時30分 (年末年始を除く)

緊急時 24 時間対応

- ・ こどもの虐待相談
- ・ 配偶者からの暴力

佐賀県立男女共同参画センター（アバンセ） 母 父 寡

女性総合相談 <電話>**0952-26-0018** ※月曜日と年末年始（12月29日～1月3日）は休み

女性のための総合相談（女性の相談員 火・木～土曜日9時～18時 水曜日9時～21時

日曜日・祝日9時～16時30分）**面談は予約制**

女性のための法律相談（女性の弁護士 毎月第1土曜日・第3木曜日 13時～16時）**予約制**

女性のためのこころの相談

（女性の臨床心理士又は公認心理師 毎月第1木曜日・第3土曜日 14時～16時）**予約制**

男性総合相談 <電話>**080-6426-3867**（男性の臨床心理士又は公認心理師）

電話による相談（毎週水曜日19時～21時）※祝日は除く

面談による相談（毎月第4土曜日 14時～16時）**予約制**

DV専用相談 <電話>**0952-23-3630** ※月曜日と年末年始（12月29日～1月3日）は休み

（相談員 火・木～土曜日9時～18時 水曜日9時～21時

日曜日・祝日9時～16時30分）**面談は予約制**

LGBTsに関する相談 <電話>**090-1926-8339**（相談員）

電話による相談（毎月第2土曜日、第4木曜日 14時～16時）



佐賀県ひとり親家庭サポートセンター 母 父 寡

母子家庭等就業支援講習会（介護職員初任者研修【7月～9月】、パソコンなどの講習会を実施）

無料法律相談（女性弁護士による相談 毎月第4木曜日 13時～15時）**予約制**

無料養育費相談（女性弁護士による相談 奇数月第2木曜日 13時～15時）**予約制**

無料心理相談（女性の臨床心理士 毎月第3日曜日 13時～15時）**予約制**

日常生活支援（一時的に家事・育児が困難になったとき、家庭生活支援員を派遣）

就業相談（就業に関するご相談を受けています）

生活相談（経済的・社会的・精神的な悩みおよび健康面のご相談を受けています）

交流ひろば（ひとり親家庭の方が気軽にくつろいでいただけます）

ひとり親家庭への学習支援（小・中学生を対象にボランティアによる学習支援を行っています）

（月）中川副公民館 18:30～20:00 （金）新栄公民館 18:00～20:00

（火）ほほえみ館 18:00～20:00 （土）県ひとり親家庭サポートセンター

（木）大和春日公民館 18:00～20:00 13:30～15:30

<電話> **0952-97-9767**

（所在地: 佐賀市神野東 2-6-10（佐賀県駅北館2F））

<相談受付> 火曜日～日曜日 9時30分～18時30分 土・日・祝日 9時～18時

休館日: 月曜日、年末年始（12/29～1/3）

URL <https://www.sagaboren.com>

Mail info@sagaboren.com

土曜・日曜
日も相談可



佐賀中部保健福祉事務所（佐賀市八丁畷町 1-20）

母 父 寡

- ・各種健康相談（保健師等による） 月～金曜日（祝日を除く）9時～16時45分 来所相談は **予約制**
- ・乳幼児を対象とした療育相談（整形外科）、ことばの相談等
内容によって曜日・時間が異なります。詳しくはお尋ねください。

<電 話>0952-30-2183

<相談受付>母子保健福祉担当

- ・こころの健康相談（医師による）

第1月曜	14時～	} 予約制
第2月曜	14時～	
第3月曜	15時30分～	

（保健師による面接・電話相談） 月～金曜日（祝日を除く）9時～16時45分

<電 話>0952-30-1691

<相談受付>精神保健福祉担当 詳しくはお尋ねください。

相
談

佐賀県精神保健福祉センター

母 父 寡

様々な心の悩みや対応について、ご本人・ご家族などからの相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。来所相談は予約が必要です。まずは、お電話でご相談ください。相談は無料です。

一般相談（心の悩み、精神的な症状などの相談）

思春期こころの相談

薬物・アルコール・ギャンブルなど、依存症に関する相談

精神科医・心理判定員・保健師が対応します。

<電 話>0952-73-5060

<受付時間>月～金曜日（祝日を除く）9時～16時45分

※継続的な治療が必要な方には、医療機関をお勧めする場合があります。

佐賀市生活自立支援センター

母 父 寡

さまざまな理由により、経済的な問題を抱えた方の相談支援窓口です。専門の支援員が自立に向けて、就労や生活改善のためのお手伝いをします。また、こどもの学習会も開催しています。

<電 話> 0952-60-6209（所在地：佐賀市八幡小路2番3号（八幡小路ビル2階））

<相談受付> 平日 10時～18時（土日・祝日、年末年始はお休み）

佐賀市家計見直し相談室

母 父 寡

「どうしてかわからないけどお金が足りない」、「税金・家賃などを滞納している」、「借金の返済ができない」など、今起きているお金の問題をどうすれば解決できるのか、ファイナンシャルプランナーなどの資格を持った、経験豊富な相談員が家計の改善策と一緒に考えます。

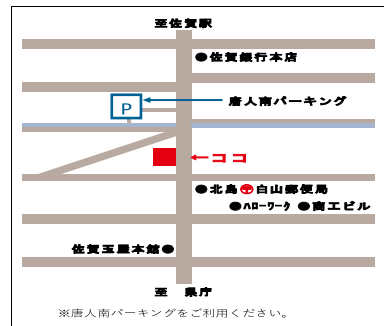
家計表を作って家計を見える化し、経済状況に応じて家計の収入や支出の見直し、滞納したお金の分割納付の相談、生活資金の貸し付けのあっせんなどを行い、皆さんが経済的に自立できるように、長期間のサポートをします。相談は無料です。

<電 話> 0952-37-0750

<相談受付> 月～金曜日 9時～18時

（年末年始を除いて祝日も可。）

佐賀市白山一丁目2番13号諸永ビル2階



法律のことでお悩みの方

名 称	相 談 日 時	電 話 番 号	予 約
佐賀県弁護士会	一般の法律相談(30分程度) 月・水・木・金・土 (時間は曜日によって異なる) 2,200円(税込)	0952-24-3411	要予約
	消費者問題相談(30分程度) 無料 月～金 13時～15時	場所は電話で ご確認ください	要予約
	弁護士クイック電話相談(10～15分間) 無料 毎週土曜日 13時～15時30分	<URL> https://www.sagaben.or.jp	
	弁護士ナイター電話相談(10～15分間) 無料 毎週火曜日 17時30分～19時30分		
こども・家庭 法律相談 (こども家庭課)	家庭問題(離婚等)に伴うトラブル、こどもの 養育費でお悩みの方 無料 【日時】毎月第3火曜日 14時～16時	0952-40-7254	予約と事前相談が 必要。 相談は佐賀市民の みで、1回の相談時 間は40分、同一人の 相談は原則年度内1 回まで。
法律相談 (市民相談コーナー)	民事上の法律問題、土地家屋、相続、離婚、 消費者金融等の金銭貸借等について相談 したい方 無料 【日時】毎週木曜日 13時30分から15時30分 ※第1、第3木曜日は、10時から12時も実施 ※第2木曜日は、13時30分から15時30分に 支所でも実施 (偶数月は大和支所、奇数月は川副支所)	0952-40-7085	要予約 相談は佐賀市民の みで、1回の相談時 間は20分、同一人の 相談は年度内3回ま で。
佐賀県司法書士会	【電話無料法律相談】 毎週月曜日・木曜日 (祝祭日・年末年始を除く) 18時～20時 <URL> http://www.sagashiho.jp/	佐賀県司法書司会 0952-29-0635	
	【面談有料法律相談】 ※5,000円(税抜) 毎週水曜日(祝祭日・年末年始を除く) 14時～18時 <URL> http://www.sagashiho.jp/	佐賀県司法書司会 0952-29-0626	要予約
	【佐賀市役所での面談無料相談】 毎月第4水曜日(祝祭日を除く) 13時30分～16時30分	佐賀市役所本庁 市民相談コーナー 0952-40-7085	要予約
法テラス佐賀 (法的トラブルで お悩みの方)	情報提供 無料 (法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口に 関する情報提供) 民事法律扶助 ※後日、分割で支払い (経済的に余裕がない方に無料法律相談を行い、 必要と判断される場合に、裁判や弁護士等の費用の 立替えを行う) 【相談の種類】一般相談(離婚・相続・損害 賠償・金銭トラブル・不動産 など民事全般) クレジット・サラ金相談 <URL> http://www.houterasu.or.jp/	法テラス佐賀 0570-078361 平日9時～17時 法テラス サポートダイヤル 0570-078374 平日9時～21時 土曜9時～17時	

借金・多重債務

借金問題は、必ず解決の糸口があります。一人で悩まずにまずは相談ください！

佐賀市消費生活センターでは、専門の相談員がじっくりとお話を聞いて、問題解決の方法をアドバイスいたします。また状況に応じて、弁護士による法律相談も行っています。

にんいせり 任意整理

弁護士や司法書士が借主の代理人として貸主と交渉し、借金の減額を図ります。和解が成立したら計画に基づき分割で支払っていきます。

長所 過払金がある場合は返還請求ができる。

注意 貸主の合意が必要。利息制限法で債計算し直した後の借金の返済が必要。

とくていりょうてい 特定調停

簡易裁判所に申立て、調停委員の仲介で貸主と話し合っており、返済しやすいように条件等を変更し、経済的立ち直りを目指します。

長所 弁護士等に頼まず自分で申立てをすれば、費用を抑えられる。

注意 貸主の合意が必要。過払金の返還請求はできない。

こじんさいせいてつづ 個人再生手続

弁護士や司法書士に依頼し、収入に応じた歳計計画案を裁判所に提出し、借金の一部を3年間支払うことにより残債務が免除されます。

長所 住宅ローンの返済を続けながら持家を残せる。貸主全ての合意を得る必要はない。

注意 手続きが複雑で、時間も費用もかかる。定期的な収入が必要。

じこはさん 自己破産

裁判所を通して借金をなくす手続きです。免責決定により債務返済を免れます。持ち家等の財産は失いますが、借金はゼロになります。

長所 借金が全額免除される。

注意 財産の清算が必要。免責決定までの機関、一定の職業には制限がある。

【主な相談窓口】

佐賀市消費生活センター ☎40-7087 月～金/9時～16時（土日・祝日・年末年始を除く）

佐賀県消費生活センター ☎24-0999 毎日/9時～17時（年末年始を除く）

佐賀県弁護士会 ☎24-3411 ➤ P11「佐賀県弁護士会（法律のことでお悩みの方）」

福岡財務支局 ☎092-411-7291 平日/9時～17時（借金による家計相談も可）

法テラス ☎0570-078374 ➤ P11「法テラス（法律のことでお悩みの方）」

佐賀県司法書士会 ☎29-0626 ➤ P11「佐賀県司法書士会（法律のことでお悩みの方）」

職場・仕事上の困りごと

社会保険労務士が無料で相談に応じます。

※社会保険労務士とは、賃金、労働条件、社会保険等に関する幅広い知識を持ち、職場でのトラブル解決など労働者の福祉の向上に取り組む「労働」のエキスパートです。

例えばこんな相談

賃金

- ・賃金が支払われなくて困っています！
- ・賃金が最低賃金を下まわっている！
- ・残業しても残業代が支払われない！

初回・パワハラ

- ・上司からしつこく誘われたり、体を触られたりして困っています！
- ・同僚からの嫌がらせがひどくて、もう仕事を辞めたい！

労働条件

- ・最初に決めた就業時間を一方的に変更された！
- ・会社から雇用期間や賃金が書かれた書類をもらえない！

解雇

- ・突然、明日から来なくていいと言われた！
- ・何年も努めてきたパートの契約更新を突然打ち切られた！

【面談、電話による相談】予約制

相談日：毎月第2、第4水曜日（祝日の場合は翌日）

時間：18時～21時

場所：駅前中央1丁目8-32 iスクエアビル5階

予約用電話：0952-40-7102

相談用電話：0952-40-7079（窓口開設時間のみ）

【メール相談】24時間利用可能

E-mail: shoko-mag@city.saga.lg.jp

- ◇ お名前、住所、電話番号等の記入がなくても、相談可能です。
- ◇ 携帯電話の設定により返信ができない場合があります。携帯電話からの相談の際には、設定にご注意ください。
- ◇ メール返信には、数日かかることもあります。



働くうえでお困りのことは、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

ご不明な点は、経済政策課（☎40-7102）にお問い合わせください。

配偶者等や交際相手からの暴力

あなたは、次のような経験がありませんか？

精神的暴力

- ののしる、馬鹿にする
- 大声で怒鳴る
- 何を言っても無視する
- 不機嫌な態度をとる
- 「別れるならことは渡さない」などと脅す
- 毎日の行動をチェックして束縛する

身体的暴力

- 殴る、蹴る、平手打ちする
- 首を締める
- 突き飛ばす
- 物を投げつける
- 刃物などで脅す、刺す

性的暴力

- セックスを無理強いする
- 妊娠や中絶を強要する
- 避妊に協力しない

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 家計の管理を独占して、お金の使い道を細かく報告させる
- あなたに無断で借金をし続ける

DVとは？

DV は、Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、夫やパートナーなどからの暴力・虐待のことです。

デートDVとは？

デートDVとは、交際相手からの暴力のことです。高校生、大学生のカップル間でもDVはおきています。

あなたは悪くありません。↓ **まずは、相談してください。**

【主な相談窓口】

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 警察 緊急時は 110 番 | 警察相談室 #9110 または ☎26-9110 ※24 時間対応 |
| 佐賀県女性相談支援センター ➡ P9 | 佐賀県立男女共同参画センター アバンセ ➡ P9 |
| 佐賀市こども家庭センター ➡ P2 | 被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS (ボイス) ➡ P15 |

その他の相談窓口

相談窓口	電話	相談受付
児童家庭支援センター 絆 生まれる前から18歳までのお子さんに関する相談を専門の相談員が受け付けます。	0952-37-7723	月曜～金曜 9時～18時 (緊急の場合は24時間365日対応) 相談専用ダイヤル 090-2960-0874 
佐賀市子育て支援センター ゆめ・ぼけっと 就学前までのこどもの子育ての不安や悩みなどの相談窓口。	0952-40-7287	月曜～土曜 10時～17時 (日曜日・祝日・年末年始はお休み)
育児相談ダイヤル(こども健康課) 乳幼児の健康・育児全般に関するお悩み、電話相談窓口。	0952-40-7296	平日 9時～17時
教育相談(保育幼稚園課) 乳幼児の言葉などの育ち、障がいなど子育てに関する相談窓口。 小学校への就学に関する相談窓口。	0952-40-7290	平日 9時～15時45分 (祝日・年末年始はお休み)
心のテレホン(県教育委員会) 児童生徒の心の悩みに関する相談窓口。保護者の方もどうぞ。	0952-30-4989	24時間365日対応
こどもに関する相談(県中央児童相談所) こどもに関するあらゆる悩み事の相談窓口。 児童虐待の通報窓口。	0952-26-1212	平日 8時30分～17時15分 虐待通報は24時間365日対応
教育相談テレフォン 教育に関する悩みや、いじめ、不登校などの悩み事の相談窓口。	0952-40-1515	平日 9時～16時
子ども電話・メール相談(青少年センター) 学校生活や親子関係などに関する悩み事の相談窓口。	0952-29-3594	☎ 平日 10時～17時 mail: kodomosoudan@city.saga.lg.jp
子ども・若者支援室(青少年センター) ニート、ひきこもり、不登校などの悩みを抱える子ども・若者(40歳未満)やその家庭の相談窓口。	0952-24-2333	平日 10時～17時
いじめホットライン(県教育委員会) いじめに悩む児童生徒の相談窓口。保護者の方もどうぞ。	0952-27-0051	24時間365日対応
ヤングテレホン(佐賀県警察少年サポートセンター) 非行、不良行為、犯罪被害、いじめなど、少年に関する悩みや困りごとの相談窓口。	0120-29-7867	平日 8時30分～17時15分

相談窓口	電話	相談受付
<p>佐賀地方法務局</p> <p>①こどもの人権110番 こどもの人権問題に関する無料相談窓口。 ②みんなの人権110番 いろいろな人権問題に関する相談窓口。</p>	<p>①0120-007-110 ②0570-003-110</p>	<p>①② 平日 8時30分～17時15分 以下のサイトで、メール相談できます。 https://www.jinken.go.jp</p>
<p>佐賀こころの電話</p> <p>心の悩み、対人関係の悩みなど、幅広くご相談を受けています。</p>	<p>0952-73-5556</p>	<p>平日 9時～16時</p>
<p>チャイルドライン (特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター)</p> <p>18歳までのこどもがかける電話。困っている時、うれしい時、何となく話したい時、電話をかける事が出来ます。4つの約束。「ヒミツはまもるよ」「どんなことでも、いっしょに考える」「名まえは言わなくてもいい」「切りたいときには、切っていい」</p>	<p>0120-99-7777</p>	<p>月～土曜日 16時～21時</p>
<p>佐賀いのちの電話 (社会福祉法人佐賀いのちの電話)</p> <p>一人ひとりの命を大切にす立場で、孤独の中で不安や悩みを持つ方々のための相談窓口。</p>	<p>①0952-34-4343 ②0120-400-337</p>	<p>①24時間365日対応 ②自殺予防 毎日 20時～6時</p>
<p>認定特定非営利活動法人 被害者支援ネットワーク佐賀VOISS^{ボイス}</p> <p>DV、こども虐待、犯罪などの被害者の支援を行っています。メールでも相談できます。Mail: voiss@f3.dion.ne.jp</p>	<p>0952-33-2110</p>	<p>平日 10時～17時</p>
<p>障がいに関する相談 (障がい福祉課)</p> <p>障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行います。</p>	<p>0952-40-7251 0952-40-7255 FAX40-7379</p>	<p>平日 8時30分～17時</p>
<p>【佐賀地区障がい者総合相談窓口】</p> <p>①長光園障害者支援センター ②ぶらっと (佐賀市精神障害者地域生活支援センター) ③さくら</p>	<p>①0952-27-9828 FAX27-1061 ②0952-34-4866 FAX34-4867 ③0952-97-8016 FAX32-3469</p>	<p>①平日 8時30分～17時30分 (土日祝日は休み) ②10時～19時 (火曜は17時まで) ※第1・3・4土曜、第2日曜は休み ③平日 8時30分～17時30分 (土日祝日は休み)</p>

〔 外国人の方へ 〕〔 For Foreign Residents of Saga City 〕
〔 사가에 거주하고 계신 외국인 여러분께 〕〔 致在佐贺的外国人 〕

国際課

☎0952-40-7406

場所：駅前中央1-8-32

平日 9:00 ~ 17:00

外国人の方が、離婚等により主に
一人で子どもを育てることになっ
たときに、子ども家庭課への相談や
手続きについて言葉（英語）のサ
ポートを行います。

International Division Saga City Hall

☎0952-40-7406

Address: 1-8-32 Ekimae-Chuo

Hours: 9:00 ~ 17:00

We provide language support (in English) for non-Japanese single parents living in Saga when filling out application forms for welfare. We can also help you during consultations with the "Child and Family Division" Please stop by our office anytime!

국제과

☎0952-40-7406

주소 : 에 키마에주오 1-8-32

평일 9:00 ~ 17:00

외국인이 이혼 등으로 인해 주로 혼자서
자녀를 양육하게 될 경우, 시청에서
상담이나 절차에 대해서 말(영어)의
지원을 제공합니다.

国际科

电话 : 0952-40-7406

地址 : 站前中央 1-8-32

平日 9:00 ~ 17:00

居住在佐贺的外国人由于离异等原因
独自抚养子女时, 在儿童家庭科进行
咨询或办理
手续时, 我们将为您提供英语服务。

さが多文化共生センター (SPIRA / 佐賀県国際交流協会)

子育てや離婚、ビザ・在留資格などについて相談できます。

弁護士や行政書士にも相談できます。

いろいろな言語の通訳サービスがあります。(お金はかかりません)

場所: 佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル1階

電話: 0952-22-7830 (平日 9時から12時まで、13時から16時まで)

メール: info@spira.or.jp LINE: http://lin.ee/bgC4sGc

